

備蓄計画

千葉県野田市

危機管理部危機管理課

令和7年8月策定

目 次

1	基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(1) 備蓄計画の基本的な考え方	
2	備蓄及び調達の基本となる考え方・・・・・・・・	4
	(1) 自助・共助による備蓄	
	(2) 公助による備蓄	
	(3) 備蓄分担の考え方	
3	行政備蓄品の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	(1) 行政備蓄物資支給対象者	
	(2) 行政備蓄品目	
	(3) 千葉県における備蓄品目の考え方	
	(4) 行政備蓄計画数量	
4	備蓄（購入）計画・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	(1) 食料・飲料水	
	(2) 生活必需品	
	(3) 資機材等	
	(4) 非常用食料等の保存期間と更新	
5	備蓄倉庫・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	(1) 備蓄倉庫の機能・役割	
	(2) 行政備蓄物資の管理	
	(3) 備蓄倉庫の区分	
	(4) 備蓄倉庫の整理の方向性	
6	調達物資・・・・・・・・・・・・・・・・	23
7	救援物資・・・・・・・・・・・・・・・・	27

はじめに

野田市では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を踏まえ、平成 25 年 3 月に「防災アセスメント調査」を実施しました。

その調査結果などを踏まえ「野田市地域防災計画」をはじめとする各防災計画の見直し等を行い、防災・減災に向けた取組を推進する一つとして、本調査結果から得られた被害想定を基に備蓄目標を設定し、市による備蓄（以下「行政備蓄」という。）を行っています。

防災の基本は「自らの生命は自らが守る」であり、その自覚を市民一人一人が持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要です。

本計画は、自助・共助による備蓄としての家庭、事業所等及び自主防災組織における備蓄の普及啓発を推進するとともに、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完するための公助としての行政備蓄を、男女共同参画の視点を踏まえ、社会構造の変化に対応した質的向上を図りつつ、災害に対する備えを推進していきます。

1 基本的な考え方

(1) 備蓄計画の基本的な考え方

大規模な地震等の発生直後は、交通・通信インフラの寸断等により流通機能が停止し、発災から３日間程度は被災地外からの支援物資が届かないことが想定される。

このため、この間は、各家庭等における自助備蓄を中心とし、備えが不足する場合などは共助備蓄で補完するものとし、不測の事態に備えて、行政備蓄（市の備蓄）の供給を行うことを基本とする。

こうしたことを踏まえ、本計画では、発災から３日分を想定した本市の備蓄目標を定めることとする。

2 備蓄及び調達の基本的な考え方

(1) 自助・共助による備蓄

発災直後における被害や混乱を最小限にとどめるためには、市民や事業者等が「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平常時から災害時に必要な物資を備蓄しておくことが重要である。

このため市は、市民等の備蓄意識の高揚を図るため、引き続き、普及啓発を推進していくものとする。

東日本大震災では、長期間物資が被災地に届かないという事態に陥り、品不足の心配から買占めが発生し、被災地への物資供給に悪影響を与えた。このように震災時には生活必需品が入手できなくなる可能性があることから、少なくとも3日間程度は、救助なしで生活ができるように非常持出品や備蓄品を準備することを推奨していく。

① 市民（自助）による備蓄

- 平常時から災害に備え、非常持出品の準備と最低3日分（可能であれば1週間分）の食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄に努める。

※ 必ず用意するものの数量は、家族の人数や年齢により種類や量が変わる。

- 高齢者や乳幼児、障がいをお持ちの方等の要配慮者が必要とする紙おむつや医薬品、粉ミルク、哺乳びん、液体ミルク等の物資は、介護者等がその確保に努める。

また、アレルギーを持つ家族がいる場合は、食物アレルギーに対応した食料品の確保に努める。

- ペットを飼育されている方は、ペットフード及びゲージ等の備蓄に努める。

➤ 家庭における備蓄品（次の備蓄品は一例となります）

非常食	水（１日１人３ℓ） 非常食（乾パンや缶詰など火を通さなくていいもの、アレルギー対応が必要な場合には対応のもの）
衣 類	防寒着、下着、靴下、雨具、スニーカー、タオル、軍手等
衛生用品 生活用品	常備薬（お薬手帳も含む）、救急セット、ポリ袋、マスク、アルコール消毒液、ビニール手袋、ティッシュ、生理用品、携帯用トイレ、紙食器、割り箸 等
防災用品	懐中電灯、携帯ラジオ、携帯電話の充電器、電池、ライター、ろうそく、ナイフ、缶切り 等
貴重品	現金（公衆電話の利用のため、また電子マネーが使えない場合を想定して小銭があるとよい）、マイナカード（本人確認ができるもの）、通帳・印鑑 等

非常持出品（例）…災害発生時に最初に持ち出すもの

《食 料》 飲料水（１人１日３ℓ）、非常食

《生活用品》 カセットコンロ（燃料含む）、紙食器、割り箸、ラップ、ウェットティッシュ、トイレットペーパー、洗面用具、水のいらないシャンプー、タオル、使い捨てカイロ、マスク、ロープ、バール（工具）、ランタン、安全靴、携帯用トイレ、寝袋、毛布、シート 等

➤ 備蓄のポイント

ア	日頃から使用でき、長期間保存可能な食品等を買置きし、賞味期限（消費期限）をチェックしながら日常生活で利用することで、常に備蓄があるようにしておく。 （家庭内循環備蓄「ローリングストック方式」）
イ	そのまま食べられるか、お湯（又は水）を足す程度の簡単な調理で済む食品を備蓄しておく。
ウ	持ち運びが便利なものを持ち出しやすい場所に置いておく。
エ	必要最低限のエネルギーが得られるものを用意しておく。
オ	各家庭の実情（乳幼児、高齢者、アレルギー、障がい、病気等）に合わせた食料品を用意しておく。
カ	各家庭で備蓄を分散して備蓄しておく。 （万が一取り出せなくなるリスクを分散させる）

● 妊婦のいる家庭

脱脂綿・ガーゼ、さらし・Ｔ字帯、赤ちゃん用品、母子手帳 等

● 乳幼児のいる家庭

粉ミルク、哺乳瓶、哺乳ビンの消毒剤、液体ミルク、離乳食、スプーン、紙おむつ、お尻ふき、着替えの服、抱っこひも、ベビーソープ、バスタオル、医薬品、ガーゼ、爪切り、母子手帳 等

● 介護を必要とする方のいる家庭

レトルト食品（おかゆなど）、医薬品、老眼鏡、補聴器、湿布薬、つえ、入れ歯と入れ歯ケース、入れ歯用殺菌剤、補助具の予備、障がい者手帳 等

ペットのいる家庭

ケージ、ペットフード、トイレシート 等

② 自主防災組織（共助）による備蓄

各自主防災組織は、「野田市自主防災組織育成補助金交付規則」における補助金の活用により、防災用資機材を購入し、備蓄することを推奨していく。

また、同補助金を活用し、防災用資機材等を保管する防災倉庫の整備に努める。

防災用資機材の整備

自主防災組織に必要な資機材は、一般に次のようなものが挙げられる。

- 【消 火 活 動】 消火器、水バケツ、消火砂等
- 【応急救護活動】 担架、三角巾、救急医療薬品セット等
- 【救出救護活動】 ロープ、スコップ、ツルハシ、ノコギリ、
バール、ハンマー、チェーンソー、ジャッキ等
- 【避難誘導活動】 避難誘導旗、メガホン、腕章、懐中電灯等
- 【給食給水活動】 炊き出し用の鍋、釜、容器、燃料等

防災用資機材などの点検

整備した資機材がいつでも使用できるようにするために、定期点検日を定めて点検を実施する。

- 【有効期限のある物】 医薬品、消火器、乾電池、等
- 【放置すると性能が落ちる物】 携帯発電機、小型動力ポンプ等
- 【老朽化により破損する物】 担架、ホース、テント等

③ 事業者等（自助）による備蓄

- 発災後、事業者等※１としての業務継続や迅速な復旧を図るため、また、発災直後の一斉帰宅の抑制を図るためには、従業員等を一定期間事業所内にとどめおく必要がある。
このため、従業員等の最低３日分※２の食料や飲料水、生活必需品の備蓄に努める。
- 集客施設を有する事業者等においては、来場者の一時的な滞留等を想定した備蓄を検討する。

※１ 事業者等 民間企業だけでなく、団体、学校、病院、福祉施設等を含む。

※２ ３日分 発災時の被救助者の生存率は４日目以降は激減することから、発災後３日間は救助・救出活動を優先させる必要がある。そのため、従業員の一斉帰宅が救助救出の妨げとならないよう、最低でも発災後３日間は企業等が従業員を施設内に待機させておくことが望まれる。

(2) 公助による備蓄

市における備蓄は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであり、市民等の備蓄意識の高揚を図るとともに、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄や調達を図る。

① 市による備蓄・調達

- 自助・共助を基本としながらも、市は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料や飲料水・生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料や飲料水・生活必需品等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。
- 要配慮者や女性の避難生活に必要な備蓄物資の確保に努める。また、食料等の備蓄物資の選定に際しては、食物アレルギーやハラールに対応した備蓄物資を検討するなどの配慮に努める。

※ ハラールとは、イスラム法で許された行為や食べることが許されている食材や料理をいう。

② 流通備蓄による調達

市は、民間事業者や他自治体と事前に協定を締結し、発災時に必要な物資を速やかに調達できる体制を整えておく。

なお、大規模な災害時には、協定先事業者が被災し、調達が困難となることも想定されるため、多様な調達先の確保に努める。

● 備蓄物資の確保スケジュール

	発災 1 日目	発災 2 日目	発災 3 日目	発災 4 日目	発災 5 日目以降
市民による備蓄 事業者等による備蓄 自主防災組織による備蓄					
市の備蓄					
県・他自治体 支援物資					
流通備蓄					
救援物資					

※ 流通備蓄は発災 4 日目としているが、これは東日本大震災で災害発生から約 3 日間は支援物資がほとんど届かなかったことに基づく。

※ 救援物資は発災 5 日目としているが、流通備蓄や県・他自治体支援物資よりも遅れて到着するものと仮定している。

※ ここでの物資確保の時間はあくまでも目安であり、災害の状況によりその時間が大きく左右されることがある。

(3) 備蓄分担の考え方

東日本大震災では、道路が寸断され支援物資が3日以上届かなかった地域があったことを踏まえ、市外から救援物資が届くまでの間に避難者が最低限必要とする食料、飲料水、主要な生活必需品を次のとおり分担して備蓄するものとする。

備蓄分担図

← (発災から3日間に必要となる物資) →	
家庭等における備蓄の推奨（理想）①	
家屋の損壊等の理由により、備蓄品の持出しができない場合を想定する必要がある。 ※自助の不足分（①－②）を補完	
市民備蓄（市民持参）②	市の備蓄・調達③
市民持参率 食料等 : 30%	食料等 : 70%
毛布等の生活必需品 : 50%	生活必需品 : 50%

- ① 自助による家庭備蓄等の促進（最低3日分、可能であれば7日分の備蓄を推奨）
- ② 避難所に市民が食料、生活必需品等を持参
- ③ 自助の不足分を補完するため、市が必要な物資を備蓄・調達

	食料	飲料水	生活必需品 (毛布、生理用品、紙おむつ等)
市民	30%	30%	50%
行政	70%	70%	50%
計	100%	100%	100%

参考：千葉県災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画

3 行政備蓄品の考え方

(1) 行政備蓄物資支給対象者

建物の倒壊などにより自宅から家庭内備蓄を取り出すことができない避難者等を対象とする。

(2) 行政備蓄品目

発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品等の物資や資機材を対象として備蓄するものとする。

- 災害発生後4日目からは救援物資などで確保が可能と想定し、発災から3日間を行政備蓄で対応する。
- 女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資を備蓄するよう努める。
- 発災時における医療救護を迅速かつ適切に実施できるよう、市内医療救護所を設置する病院に医薬品等を備蓄する。
- 国が南海トラフ地震において想定している救援物資品目として、プッシュ型支援により被災県に供給する品目は、食料、毛布、乳児用粉ミルク又は液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品の8品目とされていることも踏まえ、食料、飲料水を最優先に、高齢者や乳幼児等の要配慮者及び女性が必要な生活用品等を中心として、特に備蓄しておくべき品目を検討するよう努める。

※ 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和7年6月30日 内閣府）

項 目	考 え 方	
食 料	発災初期に生命維持のために最低限必要な物資として、加熱調理が不要な主食系の食料を備蓄する。 食料は、近年の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、画一的なものだけにならないよう味付きの主食などの割合を増やすよう努める。 また、食物アレルギー対応食品や要配慮者の方々に配慮した食品を選んでいく。 （一般向けの食料） 長期保存用クラッカーやアルファ化米など、用途や使用期限等（長期間の賞味期限のもの）を考慮した備蓄を図る。 ※ 長期保存用のクラッカーは 25 年 ※ アルファ化米は 5 年以上 （要配慮者に配慮した食料） 乳幼児や高齢者などの要配慮者向けに、おかゆ等の食料の備蓄を図る。なお、品目の選定に際しては、食物アレルギー等にも配慮し、なるべく汎用性の高いものを選定する。 また、乳幼児用液体ミルクは調整の手間がなく、すぐに使用できることや常温で保存できることが特徴で発災時に有効であるため、液体ミルクの割合を増やすよう努める。 ※ おかゆ（アルファ化米）は 5 年以上 ※ 粉ミルク、液体ミルクには 18 か月以上	
飲料水	飲料水の供給の大部分は、応急給水によるものとするが、応急給水活動の補完として、ペットボトル（2ℓ、500 ml）による飲料水の備蓄に努める。 ※ 飲料水は 5 年以上	
生活用品	簡易トイレ 携帯トイレ	一定量の備蓄に努める。 災害用トイレについては、組立て式の簡易トイレや既存の洋式トイレ便座を使用して、即時の対応が可能な携帯トイレを計画的に購入する。また、携帯トイレについては衛生的で使いやすい使い捨てのものを整備していく。 ※凝固剤や消臭剤などは 5 ～10 年以上

	生理用品	女性の避難生活には欠かせないものであることから一定量の備蓄に努める。 ※購入から３年を目安に入替えを行う
	おむつ	乳幼児、一定の介護を要する高齢者等の日常生活にかかせないものであることから、一定量の備蓄に努める。 紙おむつ（乳幼児用・大人用）や生理用品については、汎用性の高いものを選定する。 ※ 購入から３年を目安に入替えを行う。
	ブルーシート （防水シート）	避難所での活用や破損した家屋の補強など、汎用性が高く、かつ、家庭で所持している例が少ないことから、一定量の備蓄に努める。

(3) 千葉県における備蓄品目の考え方

県の「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」において、被災市町村への提供を目的とした備蓄品目の考え方として、次のように示されている。

発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品等の物資や資機材を対象とし、次の点に留意した品目の選定・備蓄に努める。

ア 市町村が備蓄又は調達する物資の量的な補完を目的とする。

イ プッシュ型支援に必要となる物資の備蓄を推進する。

ウ 発災時に要配慮者や女性等に配慮した物資の備蓄を推進する。

エ 原則として、５年以上の使用期限又は耐用年数を有するものに限定する。

また、具体的な、備蓄品目は次のとおりである。

備蓄品目	
食料・ 飲料水	食料（一般向けの食料、要配慮者等を考慮した食料）
	飲料水（ペットボトル）
生活必 需品	毛布
	トイレ（簡易トイレ）
	生理用品
	紙おむつ（乳幼児用・大人用）
	その他資機材等（防水シート、その他の資機材）

(4) 行政備蓄計画数量

行政備蓄の計画数量は次のとおりとなる。

(前提条件)

想定する災害

被害想定は平成 25 年に実施した「防災アセスメント調査」時の数値を使用している。

人口 156,725 人、世帯数 62,992 世帯、建物 72,404 棟

震源域の位置	震源域の深さ	マグニチュード	発生季節等
野田隆起帯	約 5 km ～9.5 km	7.0	冬季 18 時 風速 15m/s

建物被害(棟)	発災後 3 日間の避難者	断 水	停 電
全壊 5,843 半壊 9,382 焼失 4,208	93,670 人	1,312 件	9,115 軒

備蓄計画数量の算定条件

- 災害発生後 4 日目からは救援物資などで確保が可能と想定し、3 日間を行政備蓄で対応する。
- 家庭等備蓄利用者を 3 割と想定する。
- 大規模災害時の混乱時であることを考慮し 1 日 2 食とする。

食料	一般	長期保存用クラッカー、アルファ化米 ≪対象：3 歳～69 歳≫ $93,670 \text{ 人} \times 81.8\% \times 70\% \times 2 \text{ 食} \times 90\% = \underline{96,543 \text{ 食}}$ 93,670 人 = 3 日間の延避難者数 81.8% = 3～69 歳の人口比 70.0% = 家庭等備蓄利用者を 3 割と想定することによる市の備蓄割合 90.0% = 県が 1 割備蓄することによる市備蓄割合
	要配慮者用	アルファ化米（おかゆ） 粉ミルク（アレルギー対応を含む）・液体ミルク ≪対象：1 歳、2 歳及び 70 歳以上≫ $93,670 \text{ 人} \times 18\% \times 70\% \times 2 \text{ 食} \times 90\% = \underline{21,244 \text{ 食}}$ 18.0% = 3～69 歳の人口以外の人口比 70.0% = 家庭等備蓄利用者を 3 割と想定することによる市の備蓄割合 90.0% = 県が 1 割備蓄することによる市備蓄割合

飲料水	飲料水（ペットボトル 2ℓ及び 500ml） 《対象者：全行政備蓄物資交付対象者》 $93,670 \text{ 人} \times 70\% \times 2 \text{ 本} \times 90\% = \underline{118,024 \text{ 本}}$ 70.0% = 家庭等備蓄利用者を3割と想定することによる市の備蓄割合 90.0% = 県が1割備蓄することによる市備蓄割 ※ 1日に必要な水は3ℓとなるが、うち生活用水で2ℓ、飲料水で1ℓとなる。
生活用品	毛布 《対象者：全行政備蓄物資交付対象者》 $37,464 \text{ 人} \times 50\% \times 90\% = \underline{16,858 \text{ 枚}}$ 37,464 人 = 最大避難者数 50.0% = 家庭等備蓄利用者を5割と想定することによる市の備蓄割合
	簡易トイレ組立て式 《対象者：全行政備蓄物資交付対象者のうちおむつ利用者を除く》 $37,464 \text{ 人} \times 95.45\% \div 60 \text{ 基} \times 90\% = \underline{536 \text{ 個}}$ 95.45% = おむつ利用者分除く 60 基 = 60 人に1基を想定
	携帯トイレ 《対象者：全行政備蓄物資交付対象者のうちおむつ利用者を除く》 ① $93,670 \text{ 人} \times 5 \text{ 回} \times 95.45\% = 447,041 \text{ 回分}$ 95.45% = 3日間の延避難者数からおむつ利用者除く ② $4,110 \text{ 人} \times 5 \text{ 回} = 20,550 \text{ 回分}$ 4,110 人 = 市庁舎における市職員、関係機関関係者の3日間の延人数 ① + ② = <u>467,591 回分</u>
	生理用品 《対象者：12～51歳の女性》 $93,670 \text{ 人} \times 17.41\% \times 50\% \div 4 \times 6 \text{ 枚} \times 90\% = \underline{11,007 \text{ 枚}}$ 17.41% = 全人口のうち12～51歳の女性の割合（27,358/157,183人）

	紙おむつ（乳幼児） 《対象者：0歳から3歳まで》 $93,670 \text{ 人} \times 3.18\% \times 50\% \times 6 \text{ 枚} \times 90\% = \underline{8,042 \text{ 枚}}$ $3.18\% = 0\sim 3 \text{ 歳の割合} (4,995/157,183 \text{ 人})$
	紙おむつ（大人：パンツ型） 《対象者：40歳以上の要介護認定者のうち要介護3以上》 $93,670 \text{ 人} \times 1.37\% \times 50\% \times 2 \text{ 枚} \times 90\% = \underline{1,154 \text{ 枚}}$ $1.37\% = \text{要介護3以上の割合} (2,153/157,183 \text{ 人})$
	紙おむつ（大人：尿漏れパット） 《対象者：40歳以上の要介護認定者のうち要介護3以上》 $93,670 \text{ 人} \times 1.37\% \times 50\% \times 6 \text{ 枚} \times 90\% = \underline{3,464 \text{ 枚}}$
資機材	ブルーシート（防水シート） $37,464 \text{ 人} \times 50 \text{ 枚} \div 300 \text{ 人} = \underline{6,243 \text{ 枚}}$
	間仕切りパーティション 体育館等の避難所でプライバシーを確保するためパーティションを備蓄する。また、感染症対策時の体調不良者等の分離用としても併用する。
	プライベートテント 避難所での授乳や更衣時のプライバシー確保のため屋根付きのパーティションを備蓄する。
	段ボールパーティション 体育館等の避難所でプライバシーを確保するためパーティションを備蓄する。また、感染症対策時の体調不良者等の分離用としても併用する。

	ワンタッチパーティション 体育館等の避難所でプライバシーを確保するためパーティションを備蓄する。また、感染症対策時の体調不良者等の分離用としても併用する。
	敷マット 体育館等の避難所で感染症対策として、避難者間のスペースを確保する。
	発電機（携行燃料缶及びカセットガスを含む） 発電機停電時の避難所で、照明器具や携帯電話などの電子機器の電源としてインバーター内臓の発電機を備蓄する。なお、燃料となるガソリンやカセットガスについても備蓄する。

4 備 蓄（購 入）計 画

発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品等の物資や資機材を対象として、発災後、3日間を行政備蓄で対応すべく備蓄を進める。

備蓄品の購入に当たっては、原則として、できる限り5年以上の使用期限又は耐用年数を有するものとする。ただし、品目の性質上、5年間の保存年限を満たせない物品は可能な限り長期間保存可能なものを選定することとする。

また、備蓄品の選定に当たっては、過剰なニーズや「高性能」「あれば便利」という事例に惑わされることなく、慎重に必要性を見極める。

(1) 食料・飲料水

- アルファ化米、飲料水は保存期間5年以上、粉ミルク及び液体ミルクは保存期間18か月以上のものを購入し、計画的に更新を行う。
- 賞味期限がおおむね残り1年となった食料・飲料水（ミルクを除く。）は、自主防災組織の訓練や防災講座の啓発品として、また、小中学校の防災教育や防災訓練時の体験の一環として活用していく。

なお、食品ロスを防ぐため、野田市パーソナルサポートセンターを通じて、『フードバンクちば』などの団体に無償提供していく。

- 賞味期限が近くなった粉ミルクについては、ローリングストックの推進や家庭内備蓄の周知のため、保育所等利用者の保護者に対し配布するとともに、液体ミルクは、保健センターで実施している3か月児健康相談、離乳食講習会、すくすく子育て相談を通じて、乳児の母親に無償配付していく。

(2) 生活必需品

- 保存状態や衛生面を考慮しながら計画的に購入・更新する。
- 備蓄物資として適さなくなった場合においても、可能な限り再利用等を検討する。
- 現有毛布については、カビ、虫及び湿気を防ぐため、今後、10年程度をめどに、均等分した量をリパックする。

- 賞味（消費）期限がない備蓄物資については、財政的負担を均等化できるよう５年程度で備蓄計画数量に到達するよう、毎年度購入する数量を設定する。

ただし、計画数量が少量である、又は安価に購入できると思われるものは、一括して購入する。

(3) 資機材等

- 国の「避難所運営ガイドライン」や能登半島地震への職員派遣から得られた課題等を踏まえ、避難所における生活環境を向上させるため、品目及び数量の見直しを実施する。
- 保存状況や耐用年数等を考慮しながら計画的に購入・更新する。
- 企業等との協定締結による流通備蓄も充実させていく。

(4) 非常用食料等の保存期間と更新

非常用食料等の保存期間と耐用年数は、次表のとおりとなる。

- 一般的な保存期間と耐用年数

品目	保存期間・耐用年数
アルファ化米	５年以上
サバイバルフーズクラッカー	25 年
粉ミルク	18 か月以上
粉ミルク（アレルギー対応）	18 か月
液体ミルク	18 か月以上
飲料水	５年以上
毛布	10 年度を目途にリパック
紙おむつ（乳幼児用）	3 年を目安
紙おむつ（大人用）	3 年を目安
生理用品	3 年を目安
マスク	3 年から 5 年
トイレットペーパー	５年以上

※ 非常用食料を除く備蓄品であって、使用期限が示されていない備蓄品にあっては、保管状況を見極めながら、更新をしていくこととする。

5 備蓄倉庫

(1) 備蓄倉庫の機能・役割

市では、市役所、櫛のホール、いちいのホール、北・南コミュニティセンター、福田公民館、東部公民館、川間公民館、二川公民館、関宿中央公民館に設置してある備蓄倉庫に、ちば東葛農業協同組合旭支店敷地内の倉庫、三ツ堀備蓄倉庫及び瀬戸備蓄倉庫の合計 13 箇所に加え、小中学校等の指定避難所に分散備蓄している。今後についても、災害発災後に避難者に対し速やかに物資の提供ができるよう各指定避難所に分散備蓄をすることを基本としつつ、それを補完するものとして、集中備蓄することととして災害に備えていく。

(2) 行政備蓄物資の管理

備蓄倉庫に保管している備蓄品については、最低でも年 1 回、定期的に点検を行うとともに、倉庫内の整理に努めることとする。

また、発災時に行政備蓄物資を使用する際に、市民が備蓄場所や資機材の使用方法を把握することが必要となることから、各指定避難所に設立される「避難所運営委員会」をはじめとした市民や関係機関と十分に協議を行い、管理方法の見直しに努めていく。

(3) 備蓄倉庫の区分

① 集中備蓄倉庫

一括保管等をしている物資を各避難所へ柔軟に配分するとともに、救援物資などの一時保管場所として使用する倉庫

② 分散備蓄倉庫

発災時、避難者に対し、速やかに必要な物資が配布できるよう各避難所（小中学校等）に整備する倉庫

③ 物資集積拠点

発災時、国等からの緊急支援物資の受入れ、保管及び搬出を行うための倉庫

(4) 備蓄倉庫の整備の方向性

① 集中備蓄倉庫

現状、常設としては小規模な倉庫があるものの、国等のプッシュ型支援などの救援物資の受入れなどを見据えると、その所要を満たすには不十分と認識しており、引き続き、発災後に使用できる大型倉庫を保有している民間事業者との協定締結の拡充について積極的に進めていく。

② 分散備蓄倉庫

現状、避難所ごとに備蓄倉庫の有無及び備蓄されている物資について差異があるため、備蓄品の標準化を図り、どの避難所にも同じ品目の物資が必要なだけ備蓄されている状態を構築して維持していく。

③ 物資集積拠点

国等のプッシュ型支援などの救援物資の受入れなどを見据え、民間事業者との協定締結に拡充を積極的に進めていく。

● 備蓄倉庫に保管している備蓄品一覧

(令和7年3月31日現在)

区 分	単位	合計	市役所	樺の ホール	南 コミセン	北 コミセン	川間 公民館	東部 公民館	福田 公民館	いちいの ホール	関宿中央公 民館	二川 公民館	みずき 備蓄倉庫	三ツ堀 備蓄倉庫	瀬戸 備蓄倉庫	小学校 中学校等	規格
サバイバルフーズクラッカー	缶	8,159	201	102	132	234	258	150	138	296	150	150		150		6,198	
保存水(500ml)	箱	3,900	92	459	21	639	280	25	25	344	25	25	220	25	660	1,060	(24本/1箱)
保存水(2000ml)	箱	1,023	184		700		19			120							(6本/1箱)
毛布	枚	16,858	428	150	230	300	700	300	300	1,000	300	300		300		12,550	
敷きマット(ウレタンタイプ)	枚	465	15													450	
敷きマット(エアタイプ)	枚	3,000	50		50	50	100	50	50	50	50	50	100	50		2,350	
敷きマット(アルミシート)	枚	8,070	40	40	120	120	400	40	80	440	80	40	240			6,430	
レスキューシート	枚	5,029	129		100	100	100	100	100	100	100	100	200	100		3,800	
簡易トイレ	個	536	18		5	5	5	5	5	37	5	5	14	11		421	
トイレ袋セット	枚	249,092	52,600		300	300	300	300	300	56,000	300	300	53,392	600		84,400	
紙おむつ(新生児用)	枚	1,404					760			304			340				
紙おむつ(小児用:S)	枚	1,542					980			252			310				
紙おむつ(小児用:M)	枚	2,136					728			576			832				
紙おむつ(小児用:L)	枚	2,596					616			924			1,056				
紙おむつ(小児用:BIG)	枚	1,520					608			456			456				
紙おむつ(成人用パンツタイプ:M)	枚	612					204			204			204				
紙おむつ(成人用パンツタイプ:L)	枚	720					270			180			270				

区 分	単位	合計	市役所	樺の ホール	南 コミセン	北 コミセン	川間 公民館	東部 公民館	福田 公民館	いちいの ホール	関宿中央 公民館	二川 公民館	みずき 備蓄倉庫	三ツ堀 備蓄倉庫	瀬戸 備蓄倉庫	小学校 中学校等	規格
尿取りパッド（成人用）	枚	3,800					1,260			1,280			1,260				
生理用品（昼用）	枚	9,752					2,880			2,112			4,760				
生理用品（夜用）	枚	2,268					2,268										
ほ乳ビン	本	313								313							
粉ミルク（新生児用）	本	5,000								5,000							
粉ミルク（乳児用）	本	3,000								3,000							
液体ミルク	本	3,960	3,960														
三角巾大	枚	390				90				300							
発電機	台	92	18		2	11	1	1	2	6	1	1	0	1		48	
ワンタッチパーティション	張	284	11		6	6	3	3	3	6	3	3		6		234	
段ボールパーティション	セット	2,066	10		5			5	20	5			100	260		1,661	
プライベートテント	張	100	4		2	2	1	1	1	1	1	1		2		84	
間仕切りパーティション	張	411														411	
不織布マスク	枚	120,000	50		50	50	50	50	50	50	50	50		50		119,500	
手指消毒液用 アルコール液（5リットル）	本	183	3		3	3	3	3	3	3	3	3		3		153	

6 調達物資

本市では、民間業者と協定を締結し、発災時に、必要な物資を調達することとしており、今後も協定の締結を推進し、調達物資がいざというときに有効に機能する体制していく。

● 物資等の相互応援に関する協定一覧

市町村名	市町村間の相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
全市町村	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	県内54市町村及び千葉県	H8.2.23	1. 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 2. 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 3. 救援及び救護活動に必要な車両、船艇等の提供 4. 救援及び応急復旧に必要な医事職、技術職及び技能職等の職員の派遣 5. 被災傷病者の受け入れ 6. 被災者の一時収容のための施設の提供 7. ゴミ、し尿等の処理のための施設の提供 8. ボランティアの受付及び活動調整 9. その他
全市町村及び15衛生等組合	災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定	全市町村・香取広域市町村圏事務組合・長生郡市広域市町村圏組合・鋸南地区環境衛生組合・東総衛生組合・印旛衛生施設管理組合・柏白井鎌ヶ谷環境衛生組合・山武郡市広域行政組合・夷隅環境衛生組合・印西地区衛生組合・匝瑳市ほか二町環境衛生組合・佐倉市、酒々井町清掃組合・山武郡市環境衛生組合・東金市外三市町清掃組合・印西地区環境整備事業組合・安房郡市広域市町村圏事務組合	H9.7.31	災害等により多量の廃棄物が発生する等の緊急事態及び一般廃棄物処理施設に改修工事等の事態が発生した場合の相互援助について

市町村名	市町村間の相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
東葛飾地域9市	災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定	市川市・船橋市・松戸市・野田市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市・浦安市	S50.7.24	- 飲料水の供給及びその飲料水の供給に必要な資機材の提供 - 食糧及び生活必需品の提供並びにその食糧及び生活必需品の供給に必要な資機材 - 医療救護班の派遣、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供 - 救助及び応急復旧に必要な医事職及び技能職の職員の派遣 - 避難所、避難場所（収容施設）の提供 - その他市町が災害に際し必要を認めて要請した事項
36水道事業体、12水道供給事業体、芝山町及び千葉県	千葉県水道災害応援協定	県内36市町村及び県水道局・長門川水道企業団・八匠水道企業団・山武郡市広域水道企業団・長生郡市広域市町村圏組合・三芳水道企業団・九十九里地域水道企業団・北千葉広域水道企業団・東総広域水道企業団・君津広域水道企業団・印旛郡市広域市町村圏事務組合・南房総広域水道企業団・鹿野山水道株式会社・千葉県	H7.11.2	応急給水、応急復旧、応急復旧用資材の供出について

市町村名	市町村間の 相互応援協定名	協定締結先	締 結 年 月 日	協 定 内 容
33 水道 事業体、 11 水道 供給事 業体、キ ッコー マン(株)	公益社団法人日本水道 協会千葉県支部災害時 相互応援に関する協定	千葉県・銚子市・旭 市・我孫子市・市原 市・印西市・柏市・ 勝浦市・香取市・鴨 川市・木更津市・君 津市・佐倉市・山武 市・白井市・袖ヶ浦 市・千葉市・富里 市・流山市・習志野 市・成田市・野田 市・富津市・松戸 市・南房総市・八街 市・八千代市・四街 道市・印旛郡市広 域市町村圏事務組 合・北千葉広域水 道企業団・君津広 域水道企業団・九 十九里地域水道企 業団・山武郡市広 域水道企業団・長 生郡市広域市町村 圏組合・東総広域 水道企業団・長門 川水道企業団・八 匝水道企業団・南 房総広域水道企業 団・三芳水道企業 団・鋸南町・神崎 町・酒々井町・多古 町・東庄町・キッ コーマン(株)	H10.5.18	応急給水作業・応急復旧作業・応急復旧 用資機材の供出
静岡県 島田市	災害時の応援 に関する協定 書	静岡県島田市	H8.1.31	1. 災害応急措置及び応急復旧に必要な 資機材及び物資の提供 2. 生活必需物資及びその補給に必要な 資機材の提供 3. 災害応急措置及び応急復旧に必要な 車両等の提供 4. 災害応急措置及び応急復旧に必要な 医療職、技術職、技能職等の職員等 の応援 5. 前各号に定めるものの他、特に要求 のあった応援
茨城県 境町、五 霞町	災害時の応援 に関する協定 書	茨城県境町、五 霞町	H24.9.3	1. 災害応急対策及び応急復旧に必要な 資機材及び物資の提供 2. 生活必需物資及びその補給に必要な 資機材の提供 3. 災害応急対策及び応急復旧に必要な 車両等の提供 4. 災害応急対策及び応急復旧に必要な 職員の応援 5. ボランティアのあつ旋 6. 避難が必要な被災者の受入れ者の受 け入れ 7. 前各号に定めるもののほか特に要求 のあった応援

市町村名	市町村間の相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
21市町村及び14衛生等組合	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	北茨城市、那須地区広域行政事務組合、南那須地区広域行政事務組合、佐野地区衛生施設組合、筑西広域市町村圏事務組合、鹿嶋市、潮来市、牛久市、常陸太田市、神栖市、高萩市、東海村、城里町、かすみがうら市、新治地方広域事務組合、常総衛生組合、大宮地方環境整備組合、茨城地方広域環境事務組合、浦安市、四街道市、鴨川市、流山市、山武群市広域行政組合、我孫子市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、昭島市、中巨摩地区広域事務組合、上野原市、笛吹市、大泉町、みなかみ町、館林衛生施設組合、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合・さしま環境管理事務組合	H25.7.12 H28.10.21 (追加)	1. 応急物資及び資機材の提供 2. 応急及び復旧に必要な職員の派遣 3. 前2号に掲げるもののほか特に要請があった事項
茨城県水戸市	原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定	茨城県水戸市	H30.10.31	原子力災害時における水戸市民の受け入れ
三重県松阪市	災害時の相互応援に関する協定	三重県松阪市	R3.9.21	1. 食糧、飲料水及び生活必需品等の物資並びにそれらを提供するために必要な資器材の提供 2. 被災者の救助、医療、感染症予防、施設の応急復旧等に必要な物資及び資器材の提供 3. この協定に基づき実施する応急復旧対策に必要な職員の派遣 4. 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項
社会福祉法人野田市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	社会福祉法人野田市社会福祉協議会	R4.2.1	野田市災害ボランティアセンターの設置、運営等について

7 救援物資

本市では、民間業者と協定を締結し、災害時に、必要な物資を調達することとしており、今後も協定の締結を推進し、救護物資がいざというときに有効に機能する体制していく。

● 物資等の相互応援に関する協定一覧

協定名称	協定締結先	締結年月日	協定内容
災害時における物資の供給に関する協定	ちば東葛農業協同組合	H7. 4. 26	災害時の緊急生活必需物資及び食料品等の確保
災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	生活協同組合 パルシステム千葉	H17. 4. 26	
災害時における物資の供給協力に関する協定	(株) カインズ	H27. 3. 20	食料・飲料水・生活必需品等の供給
災害時の物資供給等に関する協定	(株) セブンイレブン・ジャパン	H28. 1. 20	物資（食料品、飲料品、日用品等）の供給
災害時の物資供給等に関する協定	(株) マツモトキヨシ	H28. 12. 1	物資（食料品、飲料品、日用品、医薬品等）の供給
災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ 災害対策センター	R6. 10. 1	物資（日用品、飲料品、電気用品等）の供給
災害時等における生活物資等の供給協力に関する協定	スギホールディングス（株）	R6. 12. 13	物資（一般用医薬品、日用品等）の供給
災害時等における物資供給等の協力に関する協定書	(株) セキ薬品	R7. 1. 21	物資（日用品、衣料品等）の供給 災害発生時等の駐車場利用等
災害時における防災活動協力に関する協定	イオンリテール (株) イオンノア店	H18. 7. 19	活動要員の派遣、活動用資機材の提供、生活必需物資等を供給、被災者に対して避難場所、飲料水、トイレ等の提供等
災害時における応急給食に関する協定	野田市日本蕎麦商組合	H13. 8. 28	応急給食（握り飯及び麺類の用意）
災害時における救援物資提供に関する協定	コカ・コーラ ボトラーズジャパン (株)	H22. 2. 26	情報提供・災害対応型自動販売機内飲料水の無償提供
災害時における応急生活物資等の供給に関する協定	一般社団法人千葉県LPガス協会 野田支部	H22. 1. 20	応急生活物資等（プロパンガス、コンロ、炊飯器など）の優先供給
災害時等における燃料の供給等に関する協定	千葉県石油協同組合 野田支部	R2. 5. 27	燃料等の供給協力
電気自動車を活用した災害連携協定	日産自動車（株） 千葉日産自動車（株） 日産プリンス千葉販売（株）	R2. 9. 4	非常用電源としての電気自動車の供給
災害時における福祉用具等資の供給等の協力に関する協定	一般社団法人 日本福祉用具供給協会	H30. 2. 16	物資（福祉用具、衛生用品等）の供給協力

協定名称	協定締結先	締 結 年 月 日	協定内容
災害時等における移動トイレカー及び移動事務室車の供給協力に関する協定	タフバリア 有限会社	R3. 11. 11	移動トイレカー及び移動事務室車の供給協力
災害時における仮設トイレの供給協力に関する協定	旭ハウス工業 (株)	H26. 6. 6	仮設トイレの供給協力
災害時における物資の供給協力に関する協定	セッツカートン (株)	H27. 4. 17	段ボール製品(簡易ベッド、間仕切り、簡易トイレ等)の供給協力
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株) ゼンリン	H29. 11. 21	住宅地図等の提供
災害時における物資の供給協力に関する協定	(株) ミツウロコ エナジーフォース	R2. 3. 5	キャンピングカー等の供給協力
災害時における物資の供給に関する協定	三協フロンテア (株)	R2. 2. 21	ユニットハウス等の供給協力
災害時における遺体保全剤の供給に関する協定	(株) ビー・ハウス	R2. 11. 6	遺体保全剤の供給協力
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	(株) アクティオ 柏営業所	H25. 1. 31	レンタル機材の優先的な提供 (水道事業)
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	新光重機(株) 野田営業所	H25. 6. 1	レンタル機材の優先的な提供 (水道事業)
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	(株) カナモト 野田営業所	H25. 6. 1	レンタル機材の優先的な提供 (水道事業)
災害時におけるレンタル資材の提供に関する協定	(株) 光明製作所	H30. 4. 1	レンタル資材の優先的な提供 (水道事業)
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	千葉リース工業 (株) 野田営業所	H29. 6. 1	レンタル機材の優先的な提供 (水道事業)
災害時における資機材の提供に関する協定	(株) フジシ管材	R3. 12. 16	資機材の優先的な提供(水道事業)
災害時における資機材の提供に関する協定	渡辺パイプ(株) 野田サービスセンター	R4. 1. 14	資機材の優先的な提供(水道事業)
災害時等におけるレンタル機材の提供に関する協定	(株) ナガワ	R5. 5. 9	レンタル機材の提供
災害時等におけるレンタル資機材等の提供に関する協定	セイジツサービス (株)	R5. 5. 16	レンタル資機材 (イベント用品や衛生・清掃用具) 及び避難所等の清掃サービスの提供
災害時等におけるレンタル資機材等の提供に関する協定	有限会社 古谷安五郎商店	R5. 5. 16	レンタル資機材 (介護用品や衛生・清掃用具) 及び避難所等の清掃サービスの提供
災害時等におけるレンタル資機材の提供に関する協定	(株) アクティオ 柏営業所	R6. 10. 1	レンタル資機材の優先的な提供
災害時等におけるレンタル資機材等の提供に関する協定	(株) まるや	R7. 3. 4	レンタル資機材(寝具・家電・家具等)の優先的な提供